国民健康保険·後期高齢者医療制度

間保険係Tel 74-4745

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の申請・更新時期です

現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月以降に必要な方は、保険係(1階6番窓口)で申請・更新手続きを行ってください。なお、後期高齢者医療制度に加入している方で認定証の申請をしたことがあり、令和6年度も対象となる方には7月中旬以降に保険証と併せて郵送しますので、手続きは不要となります。新しい認定証の色は「橙色」です。現在お持ちの認定証は、有効期限が過ぎましたら破棄してください。

◆申請・更新時に必要なもの

保険証、マイナンバーカードまたは通知カード (記載情報と現況に相違のないもの)

※手続きが必要な方につきましては、市ホームページ(右記 QR コード) からご確認ください。



後期高齢者医療被保険者証の切り替え

現在ご使用いただいている保険証は7月31日で有効期限が切れるため、7月中に「水色」の新しい保険証をお送りします。届きましたら現在お持ちの保険証は破棄してください。

○新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31

日です。

しています。 窓口負担割合を印字保険証のこの部分に、



国民年金保険料免除·納付猶予制度

間戸籍年金係℡74-4457 砂川年金事務所℡52-2144

経済的な理由などにより保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず本制度の手続きを行ってください。承認されると保険料の納付が免除(【全額】、【4分の3】、【半額】、【4分の1】の4種類)または猶予されます。

◎手続きをするメリット

1. 免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます! 例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。

2. 万が一の際にも保障を確保!

けがや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。



○退職(失業)により納付が困難な場合は特別免除が申請できます

退職 (失業) した際は保険料の納付が免除または猶予となる場合がありますので、失業したことを確認できる公的機関の証明 (雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し) をご持参のうえ申請してください。

○免除された保険料を後から納付したいとき

免除や納付猶予になった期間から 10 年以内であれば保険料を後から納付(追納) することができ、追納すると受け取る年金額を増やすことができます。追納をご希望の場合は、年金事務所で申し込みください。

免除・猶予申請に関する詳しい内容やマイナポータルを利用した電子申請については、日本年金機構ホームページ (右記 QR コード) をご覧ください。

